様式第3号（第3条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

丸亀市市民福祉年金受給申請却下通知書

　　　　年　　月　　日付で申請のありました　　　　年金については下記の理由で申請を却下したので通知します。

記

却下した理由

|  |
| --- |
| この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対し審査請求をすることができます。  この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）提起することができます。 |